

令和 7 年小田原市議会 3 月定例会議案説明資料

(議案第 3 5 号～議案第 4 4 号)

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

条 例 議 案 說 明 資 料

議案第 35 号

小田原市犯罪被害者等支援条例

[制定理由]

犯罪被害者等の支援等について、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、支援の基本事項を定め、施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護及び被害の軽減等を図り、もって安心して暮らすことができる地域社会を実現するため制定する。

[内 容]

1 基本理念（第 3 条関係）

犯罪被害者等（犯罪等により害を被った者で市内に住所を有するもの及びその家族又は遺族その他これらの者に準ずる者と市長が認める者をいう。以下同じ。）への支援における基本理念を次のように定めることとする。

- (1) 支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、配慮して行われるものとする。
- (2) 支援は、迅速かつ公正に行われるとともに、犯罪被害者等にとって利用しやすいものとする。
- (3) 支援は、犯罪被害者等が置かれている状況その他の実情に応じて、市、関係機関等、市民等及び事業者が相互に連携し、及び協力して推進するとともに、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、途切れることなく行われるものとする。
- (4) 支援は、犯罪被害者等の名誉又は日常生活を害することのないよう、二次被害及び再被害の発生の防止について配慮して行われるものとする。

2 市の責務（第 4 条関係）

市は、基本理念にのっとり、関係機関等との役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的に策定し、関係機関等と相互に連携及び協力を図り、実施することとする。

3 市民等の責務（第 5 条関係）

市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次被害を生じさせないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう努めることとする。

る。また、市が実施する犯罪被害者等を支援するための施策に協力するよう努めることとする。

4 事業者の責務（第6条関係）

事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、事業活動を行うに当たっては、二次被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等を支援するための施策に協力するよう努めることとする。また、犯罪被害者等の就労及び勤務について十分配慮するよう努めることとする。

5 相談及び情報の提供等（第7条関係）

市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している様々な問題についての相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を実施することとする。また、犯罪被害者等の支援を総合的に実施するための窓口を設置し、必要な識見を有する職員を置くよう努めることとする。

6 犯罪被害者等への支援（第8条関係）

市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、次に掲げる支援を実施することとする。

- (1) 犯罪等の被害により日常生活を営むことについて支障がある者への家事、子育て等に要する費用の助成等
- (2) 犯罪等の被害により従前の住居に居住することが困難となった者への転居等に要する費用の助成等
- (3) 犯罪等の被害による経済的負担の軽減を図るための支援金の支給等
- (4) 犯罪等の被害により法律上の問題に直面している者への法律相談の実施等
- (5) 犯罪等により精神的な被害を受けた者への心理に関する相談の実施等
- (6) 雇用の安定を目的とした、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を促進するための支援等

7 市内に住所を有しない被害者等への支援（第9条関係）

市は、市内に住所を有しない者が市内で発生した犯罪等により害を被ったときは、その者が住所を有する地方公共団体と連携し、及び協力して、相談及び情報の提供等を実施することとする。

8 人材の育成（第10条関係）

市は、支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するための研修の実施等の施策を講ずることとする。

9 民間支援団体への支援（第11条関係）

市は、犯罪被害者等の支援を行う民間支援団体の活動の促進を図るため、情報の提供その他必要な支援を実施することとする。

10 市民等の理解の促進（第12条関係）

市は、犯罪被害者等が置かれている状況並びに二次被害及び再被害の防止の重要性について市民等の理解を深めるため、教育、広報等の施策を講ずることとする。

11 支援を実施しないことができる場合（第13条関係）

市は、犯罪被害者等の支援を実施することが社会通念上適切でないと認められる場合は、犯罪被害者等の支援を実施しないことができることとする。

12 意見の反映（第14条関係）

市は、犯罪被害者等の支援を適切に実施するため、犯罪被害者等及び関係機関等から意見を聴き、施策に反映させるよう努めることとする。

[適用]

令和 7 年 4 月 1 日

議案第 36 号

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

[改正理由]

市長の附属機関として小田原市こども・若者施策会議を設置する等のため改正する。

[内 容]

1 附属機関の設置（別表関係）

市長の附属機関として次の会議を設置することとする。

名 称	設 置 目 的	委員の数
小田原市こども・若者施策会議	小田原市こども計画並びにこども・若者及び子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	20人以内

2 附属機関の廃止（別表関係）

次の委員会等を廃止することとする。

- (1) 小田原市スポーツ施設整備基本計画策定検討委員会
- (2) 小田原市子ども・子育て会議
- (3) 美食のまち小田原推進事業者選定委員会
- (4) 小田原市学校給食センター整備事業者選定委員会

3 小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部改正（改正条例附則第2項関係）

小田原市スポーツ施設整備基本計画策定検討委員会の委員の報酬額に係る規定を削除することとする。（別表第3関係）

4 小田原市青少年未来会議条例の廃止（改正条例附則第3項関係）

小田原市青少年未来会議条例を廃止することとする。

[適用]

令和 7 年 4 月 1 日

議案第 37 号

小田原市職員定数条例の一部を改正する条例

[改正理由]

新病院の医療体制の充実強化を図る観点から病院事業管理者の事務部局の職員を増員するため改正する。

[内 容]

病院事業管理者の事務部局の職員定数を次のように変更することとする。（別表関係）

区 分	改 正 後	改 正 前
病院事業管理者の事務部局	710 人	670 人

＊ 総定数 2,359 人（現行 2,319 人）

[適 用]

令和 7 年 4 月 1 日

議案第 38 号

小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

国の特定任期付職員に対する勤勉手当等の取扱い及びこれに応じた地方自治法の一部改正による給与制度の整備を踏まえ、本市の特定任期付職員に対し勤勉手当を支給することとする等のため改正する。

[内 容]

1 特定任期付職員業績手当の廃止（第7条関係）

特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対して支給する特定任期付職員業績手当を廃止することとする。

2 勤勉手当の支給（第8条関係）

特定任期付職員に対して勤勉手当を支給することとし、その支給割合を100分の87.5と定めることとする。

3 期末手当の支給割合の引下げ（第8条関係）

特定任期付職員に対して支給する期末手当の支給割合を次のように引き下げる
こととする。

区 分	令和6年度	令和7年度以降
6 月 期	100分の170	100分の95
1 2 月 期	100分の175	100分の95

4 その他

規定を整備することとする。

[適 用]

令和 7 年 4 月 1 日

議案第 39 号

小田原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

国家公務員の給与制度に準じて、本市職員の給料月額に係る最低水準の引上げ、扶養手当における扶養親族等の見直し、地域手当の支給割合の引上げ、管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯の拡大、定年前再任用短時間勤務職員等に対する住居手当の支給等を行うため改正する。

[内 容]

1 給料表の改定（別表第 1 及び別表第 2 関係）

一般職の職員の給与に関する法律の一部改正により改定される国家公務員の俸給表を基礎として、給料月額の最低水準を引き上げることとする。

2 扶養手当の支給対象となる扶養親族及び支給額の変更（第 8 条関係）

配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）を扶養手当の支給対象となる扶養親族から除外することとする。また、扶養親族たる子に係る扶養手当の支給月額を次のように引き上げることとする。

改 正 後	改 正 前
1 人につき 13,000 円	1 人につき 10,000 円

3 地域手当の支給割合の引上げ（第 9 条の 2 関係）

地域手当の支給割合を次のように引き上げることとする。

改 正 後	改 正 前
100 分の 12	100 分の 10

4 管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯の拡大（第 18 条の 2 関係）

管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を次のように拡大することとする。

改 正 後	改 正 前
午後 10 時から翌日の午前 5 時まで	午前 0 時から午前 5 時まで

5 定年前再任用短時間勤務職員の住居手当（第 20 条の 2 関係）

定年前再任用短時間勤務職員に対し、住居手当を支給することとする。

6 経過措置（改正条例附則第 3 項～第 6 項関係）

(1) 給料表の改定に伴う切替日前の異動者の号給の調整（改正条例附則第3項関係）

令和7年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にする異動等をした職員の切替日における号給については、その者が切替日において当該異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において必要な調整を行うことができることとする。

(2) 扶養手当の見直しに伴う経過措置（改正条例附則第4項関係）

2にかかわらず、切替日から令和8年3月31日までの間における扶養親族たる子に係る扶養手当の支給月額、1人につき11,500円とすることとする。また、当該期間における配偶者に係る扶養手当の支給額は、3,000円とすることとし、一般職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものに対しては、配偶者に係る扶養手当を支給しないこととする。

(3) 地域手当の支給割合の引上げに伴う経過措置（改正条例附則第5項及び第6項関係）

3にかかわらず、切替日から令和8年3月31日までの間における地域手当の支給割合は、100分の11とすることとするほか、市外への転任を命ぜられた職員に係る地域手当の支給割合について所要の経過措置を定めることとする。

7 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正（改正条例附則第7項関係）

暫定再任用職員に対し、住居手当を支給することとする。（附則第12条関係）

8 その他

規定を整備することとする。

[適用]

令和7年4月1日

議案第 40 号

小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

災害応急対策のため本市の区域以外の地域に派遣される職員の種類の多様化及び当該職員が従事する業務の負担に鑑み、災害応急対策派遣手当を支給する対象者の範囲を拡大する等のため改正する。

[内 容]

災害応急対策派遣手当の支給対象者及び支給額を次のように変更することとする。

(第9条関係)

区 分	改 正 後	改 正 前
支給対象者	災害が発生した本市の区域以外の地域に派遣され、災害応急対策のための業務に従事した職員	災害が発生した本市の区域以外の地域に派遣され、災害応急対策のための業務に従事した消防吏員
支給額	業務の種類に応じ、日額1,680円以内において規則で定める額	日額1,680円

[適 用]

令和 7 年 4 月 1 日

議案第 4 1 号

小田原市介護保険条例の一部を改正する条例

[改正理由]

国の地域支援事業における取扱方針を踏まえ、家族介護用品支給事業を保健福祉事業として実施することに伴い、当該事業を本市の介護保険の事業として追加するため改正する。

[内 容]

保健福祉事業として、要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業を行うこととする。（第 4 条関係）

[適 用]

令和 7 年 4 月 1 日

議案第 4 2 号

小田原市企業誘致推進条例の一部を改正する条例

[改正理由]

地域経済の活性化のための企業誘致施策として実施する企業等の立地に係る奨励措置の期限を再度延長するため改正する。

[内 容]

奨励措置の対象となるための立地の期限を、次のとおり 5 年間延長することとする。（第 3 条関係）

区 分	改 正 後	改 正 前
土地取得等の期限	令和 1 2 年 3 月 3 1 日	令和 7 年 3 月 3 1 日
事業開始等の期限	令和 1 5 年 3 月 3 1 日	令和 1 0 年 3 月 3 1 日

[適 用]

令和 7 年 4 月 1 日

議案第 4 3 号

小田原市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

国家公務員の給与制度に準じて、本市病院事業企業職員の扶養手当について見直しを行うほか、特定任期付職員に対し勤勉手当を支給する等のため改正する。

[内 容]

1 扶養手当の支給対象となる扶養親族の変更（第 4 条関係）

配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）を扶養手当の支給対象となる扶養親族から除外することとする。

2 管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯の拡大（第 1 4 条関係）

管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を次のように拡大することとする。

改 正 後	改 正 前
午後 1 0 時から翌日の午前 5 時まで	午前 0 時から午前 5 時まで

3 特定任期付職員に支給する手当の変更

(1) 特定任期付職員業績手当の廃止（第 2 条及び旧第 1 7 条関係）

特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対して支給する特定任期付職員業績手当を廃止することとする。

(2) 勤勉手当の支給（第 2 6 条関係）

特定任期付職員に対し、勤勉手当を支給することとする。

4 経過措置（改正条例附則第 2 項関係）

1 にかかわらず、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間においては、配偶者を扶養手当の支給対象となる扶養親族に含めることとする。

5 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正（改正条例附則第 3 項関係）

暫定再任用職員に対し、住居手当を支給することとする。（附則第 1 4 条関係）

6 その他

規定を整備することとする。

[適 用]

令和 7 年 4 月 1 日

議案第 4 4 号

小田原市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令が一部改正され、消防団員等公務災害補償等共済基金等が市町村に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分が追加されることに伴い、本市の消防団員についてこれに応じた措置を講ずるため改正する。

[内 容]

消防団員に係る退職報償金の勤務年数区分について、新たに 3 5 年以上の区分を追加することとし、当該区分における退職報償金の支給額を階級の区分に応じて次のように定めることとする。（別表関係）

階 級	勤務年数（3 5 年以上）
団 長	1, 0 7 9, 0 0 0 円
副 団 長	1, 0 0 9, 0 0 0 円
分 団 長	9 4 9, 0 0 0 円
副 分 団 長	9 0 9, 0 0 0 円
部長及び班長	8 3 4, 0 0 0 円
団 員	7 8 9, 0 0 0 円

[適 用]

令和 7 年 4 月 1 日以後に退職した消防団員について適用